

事業主様
事務担当者様

神戸機械金属健康保険組合

被扶養者認定の際の必要書類の添付について

平素は当組合の事業運営にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、現行事務処理におきまして、平成31年4月15日付でご通知させていただきましたとおり、厚生労働省からの通知により、令和元年5月1日以降、必要な公的書類が全て揃ってから当組合で認定審査事務を行い、被保険者証の発行を行っているところです。

これに伴い、令和元年7月1日より、被扶養者認定の際の必要書類の添付を徹底することといたしますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いたします。

なお、必要書類の添付がない場合には、被保険者証の即日発行を行わず、当組合で書類を確認させていただいてから発行いたします。(認定日は原則受付日となりますが、被保険者の資格取得の際の同時申請の場合は、資格取得日と同日付で認定となります。)被保険者証の発行をお急ぎの方は、必要書類を必ず添付してくださいようお願いいたします。

① 学生を除く16歳以上の扶養認定を受ける方に収入がある場合は、所得証明書および年間収入が認定基準額未満であることが確認できる書類を必ず添付してください。(届書に、被保険者および扶養認定を受ける方のマイナンバーおよび住民票上の住所が記載されている場合は、所得証明書の添付は原則省略することができます。)

・ 働いている場合

給与明細書のコピー直近3カ月分

(最近働き始めた場合等で給与明細書の添付が困難な場合は、雇用契約書等のコピー、勤務先から発行された収入証明書または給与の月額が確認できる書類)

・ 正社員からパート社員への身分変更等により収入が減少した場合

雇用契約書等のコピー

・ 年金を受給している場合

年金改定通知書または年金振込通知書のコピー

・ 恩給、預貯金利子、株の配当、家賃などの不動産収入等がある場合

年間の金額が確認できる書類

・ 事業(自営業)や農業をしている場合

確定申告書控のコピー

・ 雇用保険の失業給付を受給している場合

離職票(給付日数、給付日額が記載されているところ)または雇用保険受給資格者証のコピー

② 扶養認定を受ける方が被保険者と同一世帯に属していない場合は、所得証明書および仕送り額が確認できる書類を必ず添付してください。収入がある場合は、①の書類もあわせて添付してください。(扶養認定を受ける方が16歳未満または学生の場合は、省略することができます。)

・ 金融機関の振込明細書のコピー

・ 被保険者と扶養認定を受ける方の預金通帳等のコピー

・ 現金書留控のコピー

※ 仕送りについて

・ 仕送りが現金手渡しの場合、住民票、生計費を定期的に口座から引出していることがわかる書類(被保険者と認定を受ける方の預金通帳等のコピー)により、生計維持関係の確認を行います。

・ 仕送り予定回数および各回の仕送り予定額については、本人の申立てに基づき認定審査を行い、被扶養者再確認の際に上記書類をご提出いただき、扶養実態の確認を行います。

つきましては、従業員の方々へご周知くださいますようお願いいたします。